

令和6年度 第2回小樽市環境審議会

令和6年11月19日(火)午後2時00分
小樽市役所別館4階 第3委員会室

1 報告事項

- ① 令和5年度版「小樽市の環境」について
- ② 環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について
- ③ 大気常時監視測定局の見直しの検討について
- ④ 第2次小樽市環境基本計画（案）におけるパブリックコメントの実施結果について

2 審議事項

- ① 小樽市公害防止条例施行規則の一部改正について

3 その他

<配布資料>

- **資料1** 小樽市の環境 令和5年度版
- **資料2** 小樽市の環境 令和5年度版 <概要>
- **資料3** 環境影響評価法における風力発電事業の進捗状況について
- **資料4** 大気汚染測定局の見直しの検討について
- **資料5** 小樽市公害防止条例施行規則の一部改正について
- **資料6** 第2次小樽市環境基本計画（案）におけるパブリックコメント実施結果について（当日配布）
- **資料7** 第2次小樽市環境基本計画（案）（当日配布）
- **資料8** 第2次小樽市環境基本計画【概要版】（案）（当日配布）

3 審議会委員

出席（11名）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 委員 加藤久枝（かとうひさえ） | 委員 小紙琢也（こがみたくや） |
| 委員 斎藤仁（さいとうひとし） | 委員 坂本啓典（さかもとよしのり） |
| 委員 菅原浩嗣（すがわらこうじ） | 委員 高野寿子（たかのひさこ） |
| 委員 土田美也子（つちだみやこ） | 委員 檜垣直幸（ひがきなおゆき） |
| 委員 福原朗子（ふくはらあきこ） | 委員 湊晃一（みなとこういち） |
| 委員 八木宏樹（やぎひろき） | |

欠席（4名）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 委員 川崎太志（かわさきふとし） | 委員 美坂正（みさかただし） |
| 委員 山城栄太郎（やましろうえいたろう） | 委員 藤井咲美（ふじいさくみ） |

傍聴者（なし）

◎開 会

○事務局

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、生活環境部次長の武田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、ただ今より、令和 6 年度第 2 回小樽市環境審議会を開会させていただきます。なお、本日の会議ですが、出席委員が 11 名であり、委員 15 名のうち過半数が出席されておりますので、小樽市環境審議会規則で定める会議の成立要件を満たしておりますことを、御報告いたします。それでは、始めに小樽市生活環境部長の佐藤靖久より御挨拶を申し上げます。

○生活環境部長

生活環境部長の佐藤と申します。令和 6 年度第 2 回小樽市環境審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員就任に際し、再任いただいた方、新たに委員に就任いただいた方におかれましては、快く御承諾をいただき、心よりお礼を申し上げます。

さて、近年の環境分野におきましては、地球温暖化によって引き起こされる気候変動への適応や自然環境の保全、ごみの減量化やリサイクルの推進など、様々な課題がみられます。このようなあらゆる課題の解決に向かい、持続可能な社会づくりを進めていくためには、市民や事業者の皆様と協働で環境施策に取り組んでいくことが大変重要であると考えております。本日の報告事項にあります、小樽市環境基本計画は、将来にわたる良好な環境の保全・創造に向け、多様な環境問題に対処していくための基本方針や施策について定めたものです。

本審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議していただく市の附属機関となっておりますので、委員の皆様には、忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員紹介

○事務局

環境審議会は、小樽市環境基本条例の規定に基づく、市長の附属機関として、市長の諮問に応じ、①環境基本計画に関する事、②環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議を行い、答申を行うものでありますが、本日は委員改選後初めての審議会であり、また、今回初めて当審議会に御参加いただく方もいらっしゃいますので、私から委員の皆様を御紹介させていただきます。

市民公募委員登録制度「小樽まちづくりエントリー制度」から参加いただきました、加藤委員です。

同じく「小樽まちづくりエントリー制度」から参加いただきました、小紙委員です。

おたるエコの会会長、斎藤委員です。

一般公募により参加いただきました、坂本委員です。

小樽海上保安部次長、菅原委員です。

「小樽まちづくりエントリー制度」から参加いただきました、高野委員です。

ネットワーク・らん幹事、土田委員です。

北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所研究主幹、檜垣委員です。

北海道科学大学工学部都市環境学科講師の福原委員です。

小樽商工会議所環境・エネルギー委員長、湊委員です。

小樽商科大学名誉教授、八木委員です。

また、本日は欠席しておりますが、小樽警察署生活安全課長の川崎委員、小樽消費者協会理事の藤井委員、中央水産試験場資源管理部長の美坂委員、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部小樽地域会幹事の山城委員、の計15名です。

改めまして、皆さんよろしくお願ひいたします。

◎会長及び副会長の選出について

○事務局

では、次第3の『会長及び副会長の選出について』ですが、環境審議会規則第3条第1項の規定により、会長及び副会長を互選することになっております。このことについて御意見ございますでしょうか。

特に皆様から御意見なければ、事務局案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○（各委員）

（異議なしの声）

○事務局

それでは、会長につきましては、小樽商科大学の八木委員に、副会長は、北海道科学大学の福原委員にお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

承認いただける方は拍手をお願いします。

○（各委員）

（各委員の拍手により承認）

○事務局

ありがとうございました。それでは、八木委員は会長席に、福原委員は副会長席に移動をお願いいたします。

（着席を確認）

○事務局

それでは、会長・副会長より御挨拶をいただきたいと存じます。

○会長

小樽商科大学の八木でございます。微力ですが、頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○副会長

私は札幌の大学から参りましたが実は小樽生まれなのです。小樽市にとって何か良いことができればと思い参加いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 報告事項① 令和5年度版「小樽市の環境」について
～事務局より、**資料1**、**資料2**を用いて説明～

○事務局

それではこれより議題に移らせて頂きます。環境審議会規則の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の進行につきましては八木会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、スムーズな進行に努めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。お手元の次第の5. 議題(1) 報告事項の①令和5年度版「小樽市の環境」について、事務局より説明願いますが、要点を絞って簡潔に報告していただきたいと思います。また、ボリュームがありますので、大気、水質汚濁、騒音振動・地球温暖化問題、環境基本計画について分けて進めたいと思います。それでは、お願いします。

○事務局

環境課の井上と申します。令和5年度版小樽市の環境について御報告いたします。

まず、事前にお配りしておりました資料2小樽市の環境令和5年度版<概要>という資料につきまして、資料中の数値に誤りがありましたので、差し替え版を机上に配布しております。資料送付後の差替えとなり大変申し訳ありません。それでは、本日お配りしました資料2、小樽市の環境令和5年度版<概要>という4枚綴りの資料を御覧ください。前回から、この概要を御覧いただきながら要点を絞り御説明しておりますが、御質問や御意見は事前にお送りしております本編も含めて頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、1枚目のI 現況についてを御覧ください。はじめに、大気汚染についてです。小樽市は大気汚染防止法の政令市に指定されており、大気環境の常時監視が義務づけられています。市内4か所の測定局で常時監視を行っており、塩谷、勝納、銭函の測定局では一般環境大気、駅前交差点では自動車排出ガスの測定を行っております。概要の表では、環境基準の適合状況しているものは○で示しており、令和5年度の測定結果は、全ての測定局、測定項目において環境基準を達成しております。なお、各測定局の測定データの速報値は、北海道のホームページや環境省ホームページ「そらまめ君」で御覧いただけます。大気汚染の現況は、以上でございます。

○会長

ただ今の大気汚染の説明について、何か質問はございませんか。

○A委員

測定局を再編するようなことを耳にしましたが、全部の測定局を廃止とするのでしょうか。

○事務局

環境課の由井と申します。あくまでも見直しをするということで、全廃するという意味ではございません。

○会長

はい。了解しました。他に御質問はありますでしょうか。後ほど、御質問をいただいても構いませんので、とりあえず進行いたします。次に、水質関係の説明を事務局からお願いします。

○事務局

では、続きまして水質汚濁について御説明いたします。資料1枚目の2水質汚濁を御覧ください。はじめに、環境基準の類型指定がされている河川や海など公共用水域の常時監視は、水質汚濁防止法を所管する北海道が実施しております。小樽市内を流れる河川は、環境基準の類型指定はされていませんが、小樽市では、市域の河川環境の状況把握、保全に関する施策を適正に実施するという観点から、市内20河川において、年に3回の水質調査を行っております。河川の汚れの評価には、BOD（生物化学的酸素要求量）という指標が用いられ、この数値が高いほど、水の中には有機物が多く、水質の汚濁が進んでいることを示し、10mg/ℓ以下が河川の水質として望ましい程度のラインとされています。この表では、各河川のBODの年3回の平均値と、水の汚れの目安をお示ししております。全体としては、一部を除き10mg/ℓ以下でありましたが、入船川では20mg/ℓ、祝津川においては32mg/ℓと高い結果を示しました。次に2枚目の小樽運河について御覧ください。小樽海域では類型指定がされており、北海道による監視が行われておりますが、小樽市ではさらに、海域の一部である運河についても、重要な観光資源であるとの認識から運河の4地点での水質調査を実施しております。海域では、指標としてCOD（化学的酸素要求量）が用いられており、全ての地点において環境基準を達成していることを確認しました。水質の現況は、以上でございます。

○会長

ただ今の水質関係の説明について、何か質問はございませんか。

○A委員

河川の水質関係についてですが、祝津川は例年通り数値が高いのはわかるのですが、入船川はこれまで良かったのに数値が高くなったのは何故でしょうか。

○事務局

入船川についてですが、おっしゃる通り、急激に数値が高くなっているため、原因究明のために何箇所かポイントを絞り調査しましたが、暗渠になっている部分も多く、原因につきましては判明に至らなかったところです。ちなみに今、皆さんにお示ししている数字は令和5年度の測定値ですが、令和6年度も入船川の測定を行っており、例年通りの低い数字になっているという状況です。5年度の測定値が一時的なものかどうかも含めまして、今後も注視してまいりたいと思っております。

○会長

次に、騒音・振動から地球温暖化の説明を事務局からお願いします。

○事務局

続きまして、騒音・振動及び地球温暖化問題について御説明いたします。まず、資料2枚目、3 騒音・振動を御覧ください。環境騒音について、住居地域や商業地域、準工業地域など用途地域の異なる地点において、市内10か所の測定を行い、すべての測

定地点において環境基準を達成しております。次に、交通振動について、自動車によって発生する振動の測定を行い、全ての測定地点において要請限度を下回る結果となりました。続きまして、資料3枚目、Ⅱ地球温暖化問題を御覧ください。まず、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】の推進状況を御覧ください。令和4年度からは第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】に基づき、市の事業について温室効果ガスの削減に取り組んでいます。この計画では、各温室効果ガスの種類ごとの目標量を積み上げることにより、令和12年度時点で基準年度である平成25年度から52%削減することを目標としています。令和5年度は、基準年度である平成25年度と比較して、温室効果ガス全体の排出量を38.5%削減しました。これは、日常的な省エネの取組や市有施設の統廃合による活動量の減少や高効率の暖房設備の導入など省エネの推進、また、廃棄物埋立処分量の減少に伴いメタンの排出が減少したことなどが削減の要因と考えられます。この削減量は、本計画の目標年度である令和12年度に向けて想定した直線的な削減量よりも低い結果となり、削減に向けて順調に推移していると考えられます。次に、小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】の推進状況を御覧ください。本計画は、令和5年度9月に策定したものであり、今回が策定後初めての報告となります。排出量は、環境省が公表する自治体排出量カルテの数値を利用しているため、各種統計データの制約上、排出量の推計の最新年度は2年のずれが生じてしまいます。従いまして、今回は令和3年度の内容を報告させていただきます。令和3年度は、基準値である平成25年度と比較して、温室効果ガス全体の排出量を22.9%削減しました。前年度の令和2年度より排出量は増加しましたが、全体の傾向としては、本計画の目標年度である令和12年度に向けて、減少へ推移しております。騒音・振動の現状及び地球温暖化問題については、以上でございます。

○会長

ただ今の騒音・振動、地球温暖化問題の説明について、何か質問はございませんか。

○A委員

令和12年までに目標値を達成できますという見込みとのことですが、感覚的には頭打ちのような感じもします。今後の削減量の見込みについては、ちょっと楽観的な見通しとも思えますが、どうでしょうか。

○事務局

令和2年と令和3年に排出量が微増している理由については、コロナ禍が数年続いた影響であるものと考えております。その後はコロナ禍が開けたことによる経済活動等の回復により復帰しているため、この2年間に限り多少の増加があったものと分析しているところです。長期的に見ますと、折れ線グラフを見てもわかるように減少傾向を示しております。令和2年度のデータはちょっと特異的なもので、それを除けば全体的に下がっている傾向にあると考えております。

○会長

次に、環境基本計画の推進状況の説明を事務局からお願いします。

○事務局

環境課の澤田と申します。私から環境基本計画の環境指標の達成状況について御説明いたします。資料4枚目、Ⅲ環境基本計画、令和5年度における環境指標の達成状況を御覧ください。こちらは、本編には55ページから掲載しております。現在の環境

基本計画は平成27年度から令和6年度までの10年間でございます。資料には、環境基本計画で掲げる19項目の環境指標の達成状況をお示ししており、各指標の達成度は、一番右の列の達成度において、達成を「A」、概ね予定どおり進んでいるを「B」、遅れているを「C」として3段階で設定しております。

まず、指標①の森林面積につきまして、計画策定時の現状値は森林面積161.33平方キロメートルであり、目標値は「現状を維持する」と設定しております。令和4年度の森林面積の実績値は160.75平方キロメートルでありました。森林面積は1年遅れで情報が入ってきますので、令和4年度の面積としております。目標値と比較して、減少傾向にあります。減少分については新幹線や高速道路の造成など公共性の高い事業による減少であること、北海道と連携し、森林面積内の事業ということで森林面積の増減はありませんが、「植えて、育てて、伐って、また植える」という森林の機能を維持する事業を実施していることから、森林の保全に関しては達成度を「B」としております。

次に、指標②の浚渫工事箇所数につきまして、運河へ接続している3河川の河口部分に設置されている、沈砂池の浚渫工事の頻度を指標としております。令和5年度は於古発川1か所の沈砂池浚渫を行いました。沈砂池浚渫箇所は於古発川1か所のみでしたが、そのほか色内川、手宮仲川の浮遊ごみを撤去し、河川の水質保全と環境美化に寄与する維持管理業務を行っています。目標は「現状より増やす」としてしておりますので、達成度は「B」としております。

次に、指標③の環境緑地保護地区・自然景観保護地区につきまして、平成29年度に、中野植物園の指定が解除となりましたので、8か所から7か所へ減少しましたが、中野植物園については、指定解除後も開発行為等の森林伐採はしておらず、自然はそのまま保全されておりますので、令和5年度の達成度としては「B」としてしております。

次に、指標④の記念保護樹木・保存樹木・保全樹林につきまして、現状を維持しておりますので、達成度を「A」としてしております。

次に、指標⑤の鳥獣保護区面積につきまして、こちらも現状を維持しておりますので、達成度を「A」としてしております。

次に、指標⑥の市民体験農園申込件数につきまして、令和5年度は新規の申込件数が少なく、継続利用者も高齢により利用を止めたため、全体の申込件数は減少しており、平成25年度の120件より増やすという目標に届かなかったため達成度は「C」としてしております。今後は、利用者の高齢化により今後も継続利用者が減少すると想定されるため、若年層が新規参入できるよう魅力のあるテーマづくりと広報活動の活発化が課題と考えられます。

次に、指標⑦大気環境基準値超過件数、⑧水質環境基準値超過件数、⑨騒音環境基準値超過件数につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、すべて環境基準を達成しておりますので、すべて達成度を「A」としてしております。

次に、指標⑩の市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量につきまして、平成24年度の一人1日当たり476gに対し現状より減らすとしており、令和5年度は452gであり、減少しておりますので、達成度を「A」としてしております。

次に、指標⑪の市民一人1日当たりの生活系資源物排出量につきまして、平成24年度の一人1日当たり138gに対し現状より増やすとしており、ほぼ横ばいの推移ですが、令和5年度は132gと減少しておりますので、達成度を「B」としてしております。資源物の排出量は減少傾向にあります。これは、容器包装の軽量化や新聞の電子化、ニュース媒体の多様化が進んでいることなどが要因と推測されます。

次に、指標⑫の市民一人当たりの都市公園面積につきましては、令和2年度を目標達成年度としており、実績値は11.53㎡と目標値である12㎡を達成できなかった

め、達成度は「B」として終了しているため、令和3年度以降は参考値扱いとしております。参考値として、令和5年度は12.29㎡と市民一人当たりの都市公園面積は増加しておりますが、これは人口減少に伴い一人当たりの面積が増加しているものです。都市公園の面積自体に増減はありませんが、公園長寿命化計画に基づき、既存遊具の更新等を優先的に行っております。

次に、指標⑬の小樽歴史景観区域につきましては、現状を維持することとしており、増減はありませんので、達成度を「A」としております。

次に、指標⑭の指定歴史的建造物の件数につきましては、平成26年度と比較して「旧小樽保証牛乳」など6件増加しておりますので、達成度を「A」としております。

次に、指標⑮の市事務事業からの温室効果ガス排出量につきましては、先ほどの温暖化の御説明では令和4年度から開始した第4次計画について御報告いたしました。環境基本計画では、第3次計画を指標としております。第3次計画では、達成年度である令和3年に目標を達成しており、達成度「A」として終了しております。

次に、指標⑯市民一人1日当たりの使用電力量につきましては、平成24年度の14.7kWhより減少させるという目標ですが、平成29年度から、北電から使用電力量のデータをいただけなくなりましたので、国のマニュアルに示されている計算式を用いた使用電力量の参考推計値を記載しております。推計値は、平成24年度16.1kWhに対し最新の値である令和3年度は16.8kWhと増加しておりますが、市民に向けて省エネルギーの取組をより一層普及啓発を行うなど、市域全体に温暖化対策に関する取組を推進していくこととしております。

次に、指標⑰森の自然観入館者数につきましては、目標年度は平成30年度としており、実績値は10,684人であり、達成度は「C」として終了しております。令和元年度以降は、参考値を示しておりますが、令和5年度は前年度と比較して減少しているものの、自然観察会などのイベントを積極的に行うなど入館者数の増加に努めていくこととされています。

次に、指標⑱「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」、「おたるエコガイド」の配布部数につきましては、令和5年度の配布部数は目標値を達成しており、達成度は「A」としております。

最後に、指標⑲清掃ボランティア参加者数につきましては、平成25年度の現状より増やすことを目標としておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、清掃ボランティア活動の中止があり、大幅に減少しているため、達成度は「C」としております。令和5年度は、前年度と比較して30%以上増加しており、コロナ禍以前の生活状況に戻った結果であると考えられますので、引き続き、啓発活動を続け参加者数の増加を図ることとしております。

環境基本計画の環境指標の達成状況については、以上でございます。

○会長

ただ今の環境基本計画の環境指標の達成状況の説明について、何か質問はございますか。

○B委員

指標②の浚渫工事箇所数について、於古発川だけという報告でしたが、残りの2か所はやらなくても良かったものか、できなかったのか、どちらでしょうか。

○事務局

浚渫工事につきましては担当部署が建設部になりますが、色内川と手宮仲川につい

ては、今回は浚渫の必要がなかったということですが、そのかわり浮遊ごみの撤去を実施したものと聞いております。

○B委員

小樽運河以外にもう1つ運河がありますが、そちらは浚渫しないのですか。そこには勝納川などが流れ込んでいると思います。

○事務局

担当部署に確認いたしまして、浚渫の必要性があるのか、また環境基本計画での報告として必要かどうかについて、来年度以降検討させていただきます。

○A委員

指標⑩の市民一人1日当たりの生活系資源物排出量の達成度がBとのことですが、小樽市の環境の本編69ページはAとなっています。どうでしょうか。

○事務局

小樽市の環境の本編69ページのAが誤りで、達成度Bというのが正解です。

○A委員

資源にならないで、ごみとして捨てられるものが問題だと思います。資源ごみの何%が分別されているかということが大事だと思います。このことについては、また別の機会に言ってみたいと思います。

○事務局

改めまして修正箇所を御説明させていただきたいと思います。皆さんにお配りしております、概要版の4ページの⑩番、この数字と達成度が正しい数字となりまして、お配りしております「小樽市の環境」の69ページの下段の達成度がAではなくBとなります。訂正の方よろしく願いいたします。その下にあります、令和5年度実績に対する評価というところで、令和5年度の1人当たりの生活系資源物の排出量は134グラムと記載していますが、132グラムの誤りです。この場で訂正をお願いできればと思います。

○C委員

今朝、ホームページから「環境にやさしいエコアクションプログラム」を開いてみたのですが、かなりのボリュームがありました。これは印刷物にして配布してらっしゃるのでしょうか。

○事務局

はい。御希望がありましたら印刷物にしてお渡ししています。

○C委員

どちらに、どのようにして配布しているのでしょうか。

○事務局

各方面に機会ある毎に配布しております。また、ばい煙発生施設の立入りという業務を定期的実施しておりますが、その際にも事業者にお配りしております。学校関係

も御希望があれば配布しております。また、環境月間に合わせて市役所の渡り廊下で年に1回「環境パネル展」というイベントを実施しておりますが、その際にも配布しております。

○事務局

エコアクションプログラムは市民の方を想定したパンフレットで、エコガイドの方は事業者向けパンフとなっております。

○A委員

パンフレット等の配布数は置いた枚数でしょうか。それとも、持ち帰った枚数でしょうか。

○事務局

持ち帰った枚数です。

○B委員

運河水はCOD、河川水はBODを用いて評価していますが、ちょっとわかりづらいです。単純に数字だけ見ると、運河に流入する河川の数値より、運河水の数値が高いように見えますがどうでしょうか。

○事務局

お渡ししております資料の1ページ目にあります通り、BODが生物化学的酸素要求量と言って、微生物が有機物を分解する際に必要な酸素の量を「汚れの指標」として用いるものです。一方、CODは化学的酸素要求量というもので、こちらは化学的に有機物を酸化させたときに必要な酸素の量となり、こちらも汚れの度合いを示すものです。河川とは違って海域などの区域に使われるもので、微生物では分解されにくい有機物も対象にした指標になります。運河は海域として検査することとなっておりますのでCODにより評価します。

○会長

環境省のガイドラインがありまして、環境基準については、海水はCOD、河川水はBODと定められております。公定法という決まった測定方法があり、それに則って測定している数字です。CODの方が酸化する量が多いので、少し高目に出てきます。環境省の告示では海水はCODに定められているものですから、行政機関としては使わざるをえないということです。

○D委員

海水は溶解している物質が多いことから、薬品を使用し酸化還元反応により汚れの度合いを測定しています。この方法がCODで、海水の指標と定められています。

(1) 報告事項② 環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について ～事務局より、資料3を用いて説明～

○会長

よろしいでしょうか。その他、御質問ございませんでしょうか。無いようでしたら先に進めて参ります。次に報告事項の②「環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況

について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

環境課の佐藤でございます。私から「環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について」御報告させていただきます。始めにお手元にお配りしました、資料3、こちらのA3の表を御覧ください。環境影響評価とは、空港、ダム、あるいは発電所などの巨大施設をつくる際には、事業者が事前に環境調査をすることが、法律により義務付けられており、風力発電事業につきましても、一定規模以上のものは、実施しなければならない手続きになります。手続きとしては、表の右のほうの列に、環境影響評価法の手続きと記載している箇所に、左から順に配慮書、方法書、準備書、評価書となっております。この順番に手続きをすることになっております。表は大きく3つに分かれておりまして、一番上が石狩湾新港地域の港湾区域と陸上の風力についてです。石狩湾新港地域につきましては、いずれも、環境影響評価法の評価書まで手続きを終えており、縦覧の手続きした時期を日付で示しております。エコ・パワーは平成30年2月、銭函ウインドファームは令和2年3月に運転開始しております。合同会社グリーンパワー石狩は、石狩湾新港の洋上において、本年1月から、運転が開始しております。別紙1を御覧ください。黄色印がエコ・パワー(株)の風車2基、青色印が銭函ウインドファーム合同会社の風車10基、緑色が合同会社グリーンパワー石狩の風車14基を示しております。最初の表にお戻り願います。表の中段になりますが、石狩湾沖の一般海域で、港湾区域の外側になりますが、御覧のとおり11社が環境影響評価の配慮書の手続きを始めており、昨年の御報告時点からの変更はありません。表の下の※印を見ていただきたいのですが、石狩湾沖の一般海域で洋上風力を進めるためには、環境影響評価の手続きとは別に、国が該当区域を再エネ海域利用法に基づく「促進区域」に指定する必要があります。その後、入札により事業者を1社選定し、その1社が事業を進めることとなります。現時点で、石狩市沖が促進区域の指定に向けた「有望区域」として整理されていることが、公表されています。次に別紙14を御覧ください。環境保全の見地から事業者を求める意見として、小樽市意見として北海道へ提出したものです。本市へは住民から様々な意見が寄せられていますので、低周波音に関する丁寧な説明、景観の十分な検証、海洋への影響などをできる限り住民の声を盛り込んだ形で、昨年同様の意見を述べております。1枚目のA3表にお戻りください。表の下が小樽市、赤井川村の境界付近の関西電力(株)の計画になります。昨年度まで一覧表にお入れしていた、双日(株)における小樽余市風力発電所の計画につきましては、昨年6月に北海道へ事業廃止の届出がされましたので一覧表から削除しております。以上、「環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について」の御報告でございます。

○会長

只今、事務局から「環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況」について説明がありましたけれども、何か御質問御意見等はございますか。

○A委員

石狩沖で計画されている関西電力、住友商事などについては、地図を見たらかなり小樽から離れているように思えます。どのような基準で意見書を出す出さないを決めているのでしょうか

○事務局

おっしゃる通り、石狩の区域かもしれないのですけれども、湾になっておりますので、

どうしても漁業の影響などが懸念されます。実際には石狩の前浜という位置になるのですが、風車が立つということであれば、当然、小樽市の漁業者への影響というのが避けられない場所ということでございます。資料3の※印のところに書いてありますが、現時点では、石狩沖は「促進区域」の指定に向けた「有望区域」として整理されておりまして、「促進区域」になりましたら協議会を立ち上げて、そこで関係者などと協議しながら、段階を踏んで進んでいくものと思います。今はまだ協議会の設立までには至っていないというのが現状でございます。

○A委員

環境とは全く関係ないのですけれども、完成した場合は小樽市に対する税金はどうか。

○事務局

ちょっとこの場ではお答えはできません。

(1) 報告事項③ 大気汚染測定局の見直しの検討について ～事務局より、資料4を用いて説明～

○会長

次に、報告事項③「大気汚染測定局の見直しの検討について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

環境課の由井と申します。私からは、「大気常時監視測定局の見直しの検討」について、御説明させていただきます。それでは、「資料4」を御覧ください。まず、「現状」についてですが、小樽市は大気汚染防止法の政令市に指定されておりまして、同法22条の基づき、市内の4局、一般局として、塩谷・勝納・銭函を、主に自動車排気ガスを測定するために、駅前局で大気常時監視を行っているところです。なお、各測定局の測定物質につきましては、今回お配りした「資料1 小樽市の環境」6ページの中段になりますが、記載されていますので御覧ください。次に、「課題」についてですが、まず「①測定局数の算出方法の変更」としまして、市内の測定局数の基準を定めた「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準」というものがありまして、令和4年に測定局数に関する部分が改訂された際には、現状では一般局・自排局の計2局が必要局数となっております。次に、「②大気環境の安定」としまして、近年は、工場等の公害に対する意識向上や、排ガス規制の強化などにより、全測定局において、国で定めた環境基準を大きく下回っており、主な上昇の要因になりえる大陸からのPM2.5以外は、常時監視の必要性に全国的に懐疑的な意見があるところです。このような状況を踏まえまして、次に「見直し案」についてですが、全測定物質は減少傾向又は安定して低いレベルにあり、少なくとも、直近の20年間において環境基準を超過したことはない。また、現在測定している大気汚染物質は、化石燃料の使用や車両の走行等により生じる物質であり、今後、大気状況が悪化する可能性は低いと見込まれる。そのため、下記の方向性で測定局の配置を見直したいと考えております。次に、「再配置の方向性」としましては、記載の通りですが、①人口減と大気環境の改善によって本市に必要な局数は2局（一般局と自排局の各1局）とする。②自排局は、交通量の多い道路に面する設置場所を選定する。③一般局の測定項目のうち、硫酸化物(SO_x)は、主に工場等の事業活動に伴って排出されることから、工場

企業が多く立地する地区を選定する。④PM_{2.5}は、市中心部に設置場所を選定する。なお、測定局の再配置の結果につきましては、今後の審議会でご報告させていただきます。説明は以上です。

○会長

只今、事務局から「大気汚染測定局の見直しの検討」について説明がありましたけれども、何か御質問御意見等ございますか。

○会長

現在、見直しの検討中ということで、最終的には御説明あるかと思いますが、これまでのところ、予算の削減で減らさざるをえないということもありますけれども、自動車排気ガス測定局は1ヶ所しかないのので、これをそのまま残すということで、残り3測定局からどれかを選ぶということになるかもしれないとのことです。

(1) 報告事項④ 第2次小樽市環境基本計画(案)におけるパブリックコメントの実施結果について ～事務局より、資料6を用いて説明～

○会長

次に、報告事項④「第2次小樽市環境基本計画(案)におけるパブリックコメントの実施結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

次に、第2次小樽市環境基本計画(案)におけるパブリックコメントの実施結果について、御説明させていただきます。資料番号が一つ飛びまして、「資料6」を御覧ください。なお、資料6には、前回会議から修正したものを添付してございますので、参考までに御覧いただければと思います。それでは、パブリックコメントの実施結果について、御説明させていただきます。今回のパブリックコメントは、令和6年9月24日から10月23日の30日間実施しまして、お二人の方から、計8件の御意見をいただき、4件の修正を行いました。「意見等の概要」及び、それに対する「市の考え方等」について、記載の通りですが、それぞれ、読み上げてさせていただきます。

まず、「No.1の意見等の概要」ですが、意見等の該当ページは、「第3章p49～54」になりまして、第3章(環境の現状と課題)5生活環境に「道路管理の最適化」を設けるべきではないか。道路は、居住・移動等において欠かせない生活インフラであり、道路空間における歩行の安全と快適性は最優先課題である。通過車両の増加、大型トラックの走行、速度違反等の沿道環境は、「騒音・振動」の弊害を生み「大気汚染」による環境負荷をもたらす。「道路管理の最適化」は、冬季・災害を想定したリスク低減にもつながる。環境基本計画の作成においては、生活道路を視点とした考察、さらに地域固有のニーズを見落とさず検討いただきたい。No.1の御意見に対する、「(No.1の)市の考え方等」は、「第3章(環境の現状と課題)5生活環境」の分野では、環境基本法に定義される大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等による公害を対象範囲としており、御意見のとおり、その現状と課題として、(1)〈大気〉では、自動車の排出ガスが人体にとって有害な物質を多く含み大気汚染の原因となっていること、また、(3)〈騒音・振動〉では、静穏で住み良い環境を確保するために騒音や振動の発生源対策が重要であり、継続的な監視と規制指導に加え、公共交通機関の利用促進や道路整備などの自動車交通対策、日常生活上のマナー啓発などにも取り組んでいくことが必要と整理しています。このような現状と課題を踏まえ、まず、「騒音・振動」については、市内

主要幹線道路において自動車騒音・道路交通振動を測定しており、騒音規制法及び振動規制法の規定では、自動車騒音・道路交通振動が、要請限度を超えて発生し、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、公安委員会に対し道路交通法の規定による車両の通行の制限について要請できるほか、道路管理者等に道路構造の改善について意見を述べる事ができるとされています。次に、「大気汚染」については、自動車排気ガスの影響による大気汚染状況を監視するため、自動車排出ガス測定局を設置し、大気の常時監視を行っております。上記のとおり、第3章では道路と生活環境について整理するとともに、第5章では、具体的な施策・取組として上記の測定、監視を継続し良好な生活環境を維持することとしているため、案のとおりといたします。なお、上記の測定、監視の結果については、年次報告書として「小樽市の環境」を毎年度小樽市ホームページにおいて公表しております。

次に、「No.2 の意見等の概要」ですが、意見等の該当ページは、「第5章 p 77」になりまして、第5章(施策の展開)の【1 地球環境】にある市民・事業者の取組指針の(2)事業者の項目に、「デジタル化」と「オンライン化」の推進があるが、地球環境の保全とどのような関係があるのか。No.2 の御意見に対する、「(No.2 の)市の考え方等」は、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日)」では、「グリーンとデジタルは、車の両輪である」とされています。

「デジタル化によるエネルギー需要の効率化・省エネ化は「グリーン by デジタル」と呼ばれ」、「デジタル化の進展により人・物・金の流れの最適化が進み、エネルギーの効率的な利用・省エネ化にもつながるとされています。例えば、企業のシステムをクラウド化することにより、8割の省エネを達成できることや、テレワーク・オンライン会議によって、移動に伴うエネルギーを削減することができます。」このように、エネルギー需要の効率化・省エネ化を推進することにより、温室効果ガス排出量を抑制し、地球環境の保全に寄与できるものと考えています。

次に、「No.3 の意見等の概要」ですが、意見等の該当ページは、「第5章 p 83」になりまして、第5章(施策の展開)の【3 廃棄物・資源循環】の施策の柱3-1<ごみの適正処理>について、ごみの不法投棄・不法焼却対策の推進の取組は、「不法投棄監視員の配置、監視パトロールの実施について拡大し」とあるにもかかわらず、取組目標が現状を維持するとあるが、それでは拡大にならないのではないかと。No.3 の御意見に対する、「(No.3 の)市の考え方等」は、御意見のとおり、監視パトロール体制は現状を維持することを目標としているため、下記のとおり修正いたします。P83 施策の柱3-1<ごみの適正処理>ごみの不法投棄・不法焼却対策の推進・取組の部分ですが、修正前は、「不法投棄監視員の配置、監視パトロールの実施について拡大し」のところ、修正後は「不法投棄監視員の配置、監視パトロールを適正に実施し」となります。

次に、「No.4 の意見等の概要」ですが、意見等の該当ページは、「第5章 p 84」になりまして第5章(施策の展開)の【3 廃棄物・資源循環】の施策の柱3-2<3Rの推進>について、ごみの再資源化(リサイクル)の取組に、「フードドライブ、フードバンクの情報提供、活動支援」とあるが、違和感がある。賞味期限内のまだ食べられる食品、つまり、ごみになっていないものの扱いに関することであるため、ごみの発生抑制(リデュース)に分類するのが適切ではないかと。No.4 の御意見に対する、「(No.4 の)市の考え方等」は、フードドライブ、フードバンクについては、食品ロス削減の観点から強いことから、御意見を踏まえ、「ごみの再資源化(リサイクル)」から「ごみの発生抑制(リデュース)」に分類するよう修正いたします。

次に、「No.5 の意見等の概要」ですが、意見等の該当ページは、「第5章 p 84」になりまして、第5章(施策の展開)の【3 廃棄物・資源循環】の施策の柱3-2<3Rの推進>について、ごみの発生抑制(リデュース)の取組としてごみの減量化の推進を

挙げているが、取組目標の目標値（451g/人・日）が基準値（452g/人・日）とほとんど同じ値であるが、よいのか。No.5の御意見に対する、「(No.5の)市の考え方等」は、目標値は、策定中である「小樽市一般廃棄物処理基本計画」（令和7年度～16年度）における令和11年度の目標値を引用したものであり、これは、これまでの市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量の傾向や人口減少の推移、さまざまな社会情勢を考慮した推測値であり、関連計画との整合性を図る必要性があります。一方、基準値である令和5年度実績値は、過去20年間で最低の値であり、前年度の令和4年度実績値（469g/人・日）と比較しても大幅に減少しており、この水準を保つことが望ましいと思料いたします。これらのことから、適正な目標値であると考え、案のとおりといたします。

次に、「No.6の意見等の概要」ですが、意見等の該当ページは、「資料編 p127～131、p135」になりまして、資料編の単位リットルの表記について、Lとlの両方が混在している。No.6の御意見に対する、「(No.6の)市の考え方等」は、p127～131の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は、告示文の表記であるためそのままとし、p135 5(1)③の表記については、御意見を踏まえ表記を「(mg/l)」を「(mg/L)」に修正いたします。

次に、「No.7の意見等の概要」ですが、全般数値と科学的単位（haやgなど）の間は、半角スペースを入れるのがルールであるため、遵守してほしい。No.7の御意見に対する、「(No.7の)市の考え方等」は、御意見のとおり、英語学術論文等では、数値と単位の間は半角スペースを入れるルールが知られていますが、本計画は公文書に該当するため小樽市公文書の作成に関する訓令（平成3年訓令第1号）に基づき作成しており、数値と単位の間スペースについては定められていないため、案のとおりといたします。

次に、「No.8の意見等の概要」ですが、全般紙面に余裕があれば、シンボルとして指定している市の花木と市の鳥なども紹介した方が、より自然環境に親しみを感じ、環境保全への興味を持つ人が増えると思う。No.8の御意見に対する、「(No.8の)市の考え方等」は、御意見のとおり、p39に市の花木と鳥をコラムとして掲載いたします。

説明は以上です。

○会長

このパブリックコメントにつきまして、何か御質問御意見がありますでしょうか。パブリックコメントに対する御意見を委員の皆様からいただいて、答申に向けた修正を行う場合もあるということですね。

○事務局

パブリックコメントの実施結果については、本日資料をお配りしておりますので、御意見等ありましたら来週11月26日（火）までメールなどでお知らせください。御意見がある場合は、事務局で答申に向けて責任修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

第2次小樽市環境基本計画（案）については、今回が皆さんで審議する最後の機会となりますので、御意見等踏まえて事務局で案を整理し、その内容を以って答申することとなります。事務局から答申書の案の配布をお願いします。

○会長

このような内容で12月に答申を行いたいと思いますが、答申については私と副会

長にお任せいただいでよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なしの声)

○会長

それでは、この内容で12月に答申をしたいと思います。

○事務局

環境基本計画に関する、今後のスケジュールですが、先ほど、八木会長からお話がありましたとおり、12月下旬に、審議会会長・副会長から市長へ“答申”を行った後、1月上旬に答申結果を踏まえた、庁内の会議を開催し、市長の決裁を経て、完成となる見込みです。なお、製本(本編100部、概要版200部)に時間を要することから、皆様方には、3月中には計画書を送付させていただく予定です。以上です。

(2) 審議事項① 小樽市公害防止条例施行規則の一部改正について ～事務局より、資料5を用いて説明～

○会長

次に、審議事項「小樽市公害防止条例施行規則の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

小樽市公害防止条例施行規則の一部改正について御説明いたします。資料5を御覧ください。まず、改正の理由について、国は、令和4年4月1日、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、環境基準値を変更しました。また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直しました。このことを踏まえ、国は、「排水基準を定める省令」を令和6年1月25日に改正しました。小樽市公害防止条例では、特定施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準(規制基準)を小樽市公害防止条例施行規則で定めることとしており、この規則において、汚水等に係る排水基準を定めています。この規則で定める排水基準は、国の排水基準を定める省令に定める排水基準に準拠しているため、今回、国の改正に合わせて小樽市の規則の改正を行うものです。次に、改正内容について、2ページをお開きください。(1)人の健康の保護に係る項目上から五つ目、六価クロム化合物について、1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラムの許容限度を0.2ミリグラムに改正いたします。続いて、4ページをお開きください。(2)生活環境の保全に係る項目、4ページの下から三つ目、こちら網掛けが抜けていますが、大腸菌群数を大腸菌数に改正するとともに、単位及び許容限度を改正いたします。なお、六価クロムについては、審議会終了後に速やかに改正・施行し、大腸菌数については国の基準の施行に合わせて令和7年4月1日の施行とする予定です。1ページにお戻りください。今回、国の改正があったのは、六価クロムと大腸菌数の2項目ですが、これまでも国の排水基準を定める省令は改正されていたものの、改正が成されていなかった分も含め、

所要の改正を行います。これまでの改正履歴については、1 ページ下、【排水基準を定める省令に定める排水基準の改正履歴】、改正内容については2 ページ以降を御確認ください。小樽市公害防止条例では、規則に定める規制基準を変更しようとするときは、小樽市環境審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、今回の審議会において皆様に御審議いただきたいと思っております。小樽市公害防止条例施行規則の一部改正についての説明は、以上でございます。

○会長

今の説明内容について、何か質問はございませんか。

○E 委員

基準値が厳しくなってから10年近く経過しているものもありますが、改正していないことによる支障はなかったのでしょうか。

○事務局

規制基準については項目が2種類あります。人の健康の保護に係る項目、及び、生活環境の保全に係る項目、これら2種類がございます。人の健康の保護に係る項目については、すべての特定施設が対象となりますが、自然界に存在するものではなく、国が定める有害物質であり、小樽市の特定施設は、自動車の洗車場のみで、洗車場から有害物質が排出されるとは考え難いため、特段の影響はないものと考えております。2つ目の生活環境の保全に係る項目については、特定施設の洗車場のうち、1日に排出する排水の量が20立方メートル以上の施設が対象となっております。今ある特定施設では、この対象となる施設はありませんので、こちらについても影響がないと考えます。

◎その他

○会長

それでは、「その他」についてですが、まず、委員の皆様から何かございますか。

○D 委員

概要版の中の表記がちょっと違うかなと思います。12ページの施策の柱5-2に「3Rの推進」とありますが、「音や臭いが気にならない環境の確保」の間違いかと思いました。どうでしょうか。

○事務局

すみません。概要版の12ページの施策の柱を間違いました。「3Rの推進」ではなく「音や臭いが気にならない環境の確保」でした。修正いたします。

○会長

それでは、事務局から何かありますか。

○事務局

ロゴマークについて御説明いたします。お配りした資料をご覧ください。すでに新聞報道などもされているので、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明している本市が、市民・事業者のみなさまと一丸となりゼロカーボンシティを目指す「シン

ボル」となるロゴマークについて募集を行ったところ、108名の方から133作品の募集がありました。その中から、選考の結果、この度優秀賞を決定し、10月28日に授賞式を行いました。ロゴマークについては、今後、使用基準を11月中に公開し、多くの方に活用していただけるよう周知するとともに、市の各事業において積極的に使用する予定です。本ロゴマークの策定を機に、ゼロカーボンの達成に向けた機運の醸成をより一層加速させたいと考えております。

続きまして、今後の審議会のスケジュールについて、御説明させていただきます。定例といたしましては、「小樽市の環境」などに関する報告を例年させていただく場とし、毎年10月又は11月に年1回開催しているところですので、よろしくお願いいたします。なお、委員の皆様にご審議いただく事項などがあれば、随時、会長・副会長と協議の上、審議会を招集させていただくこととなりますので、その際は、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。ということで、議題の3のその他までは終わりました。これをもって本審議会は終了ということになります。皆様の御協力により円滑な議事を進行することができました。私から御礼を申し上げます。それでは事務局の方にお返しいたします。

○事務局

はい、八木会長ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和6年度第2回小樽市環境審議会を閉会させていただきます。長時間に渡りどうもありがとうございました。

午後3時54分閉会

以 上